

水戸税務署からのお知らせ

申告書等の郵送による送付先についてのご案内

水戸税務署では、7月10日(木)から国税局の組織である「業務センター」において、内部事務の集約処理を行っています。水戸税務署へ郵送により申告書等を提出する場合は、以下のセンターへ送付をお願いします。

送付先（郵便番号と宛名のみで届きます）		電話による問合せ先 (水戸税務署代表電話番号)
郵便番号	宛名	
305-8530	関東信越国税局 業務センターつくば分室	029-231-4211

税金に関する情報

国税庁ホームページには、申告（納税）に関する情報やタックスアンサー（よくある質問）、個人の方の国税に関する相談にAI（人工知能）を活用して自動で回答を表示するチャットボット（ふたば）を掲載しています。申告（納税）についてご不明な点がございましたら、是非ご活用ください。

国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp/>

電話によるご相談

国税庁ホームページで解決しない場合には、電話相談センター（☎0570-00-5901 国税相談専用ダイヤル）をご利用ください。なお、国税相談専用ダイヤルにつながらない場合は、水戸税務署代表電話番号へお掛けいただき、音声案内が流れますので「1」番を選択していただくと、電話相談センターにつながります。

税務署でのご相談

事前予約が必要です。水戸税務署代表電話番号へお掛けいただき、音声案内が流れますので「2」番を選択し、面接相談の事前予約を行ってください。事前予約されずに税務署にお越しいただいても、相談対応できない場合がありますので、ご注意願います。

【問合せ先】 水戸税務署 ☎ 029-231-4211（代表）

いばらき出会いサポートセンター

女性限定！『入会登録料無料キャンペーン』のご案内

いばらき出会いサポートセンター（であイバ）は、県が労働団体と共同で設立した組織で、結婚を希望する独身の方を対象に、会員登録制による男女の出会いと結婚を支援しています。

より多くの出会いの機会を創出するため、女性を対象に、入会登録料（通常11,000円または22,000円）の無料キャンペーンを実施します。詳しくは、センターホームページをご覧ください。

- ▶対象期間：8月1日（金）～10月31日（金）
- ▶対象者：上記期間中に、センターに入会登録し、本人確認面談まで終了できる女性

【問合せ先】 いばらき出会いサポートセンター（水戸センター）
☎ 029-224-8888



ホームページはこちら↑

障害認定の申請により後期高齢者医療制度へ加入できます

後期高齢者医療制度は、原則75歳以上の方を対象とした制度ですが、65歳～74歳で一定程度の障害があり、申請により後期高齢者医療広域連合に認められた場合は、65歳から加入することができます。

65歳～74歳の下記の障害認定の基準を満たす方で、後期高齢者医療制度への加入を希望される方は、保険課（1階4番窓口）で申請をしてください。

※現在加入している医療保険（国民健康保険、会社の健康保険など）から脱退する手続きが必要になります。

▶障害認定の基準

次のいずれかの手帳の交付を受けた方または年金を受給している方が対象となります。

- 身体障害者手帳 1・2・3級
- 身体障害者手帳4級のうち、音声機能または言語機能の障害があるとき
- 身体障害者手帳4級のうち、次の下肢障害に該当するとき
 - ・1号（両下肢のすべての指を欠くもの）
 - ・3号（1下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの）
 - ・4号（1下肢の機能の著しい障害）
- 療育手帳 A・A
- 精神障害者保健福祉手帳 1・2級
- 障害年金 1・2級

▶申請に必要なもの

- 障害認定の基準を満たすことが確認できる手帳または年金証書等
- 障害認定される方のマイナンバーが確認できるもの
- 来庁者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）



【問合せ先】 保険課 医療年金グループ ☎ 029-240-7113（直通）

後期高齢者を対象とした無料の歯科健康診査を実施します！

高齢者の口腔機能の低下や肺炎等の疾病を予防するために、無料の歯科健康診査を実施します。対象者には、8月下旬に健診の案内を送付します（長期入院・施設等の入所者は除きます）。

○対象者

茨城県後期高齢者医療広域連合の被保険者で、前年度に75歳、80歳、85歳の誕生日を迎えた以下の生年月日の方

- ① 昭和24年4月1日～昭和25年3月31日生まれの方
- ② 昭和19年4月1日～昭和20年3月31日生まれの方
- ③ 昭和14年4月1日～昭和15年3月31日生まれの方

○実施期間

9月1日(月)～12月31日(水)（歯科医療機関の休診日は除きます）

○健診内容

- ①問診
 - ②歯の状態
 - ③咬合状態
 - ④口腔衛生の状態
 - ⑤口腔乾燥の状態
 - ⑥歯周組織・粘膜の状況
 - ⑦口腔機能評価
 - ⑧呼吸の異常
 - ⑨指輪っかテスト
 - ⑩反復唾液嚥下テスト
 - ⑪舌・口唇機能評価（オーラルディアドコキネシス）
 - ⑫事後指導（セルフケアの歯ブラシ指導）等
- ※入れ歯の方も受診できます。

○受診場所

健診の案内に同封の『実施歯科医療機関一覧』に記載のある歯科医療機関

○受診方法

- ①受診を希望する方は、実施歯科医療機関に後期高齢者医療歯科健康診査事業で健康診査を受診する旨を伝えて、予約をしてください。
- ②受診日までに、受診票内の問診項目をご記入のうえ、受診日当日にマイナ保険証（健康保険証の利用登録がされたマイナンバーカード）または資格確認書、受診券、受診票、歯ブラシをお持ちになって受診してください。

【問合せ先】 茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課 保健事業係 ☎ 029-309-1212

